第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第三条第二項各号
第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項	保育士試験の	国家戦略特別区域限定保育士試験の
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第九条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
	により指定試験機関	により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
第六条の十九	法第十八条の十第一項（法第十八条の十一第二項の規定により保育士試験委員	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十第一項（特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十一第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第六条の二十第一項	法第十八条の十三第一項前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項前段
第六条の二十第二項	法第十八条の十三第一項後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項後段
第六条の二十一	法第十八条の十三第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項
第六条の二十二	令第八条	特区法施行令第九条において準用する令第八条
第六条の二十三第一項	法第十八条の十四前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四前段